平成２９年（フ）第４３３７号
東京都練馬区桜台３丁目29―19―203
破産者　福澤むつみ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３７３号
東京都葛飾区亀有５丁目44―12―402　ファインクロス12番館
破産者　中村　美美
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３９１号
東京都港区西麻布３丁目５－５－1001
破産者　和田　歩美
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２７号
東京都品川区二葉２丁目３―17―101
破産者　古川　晴之
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２９号
静岡県焼津市大住381―１―403
破産者　馬庭　実咲
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４３９号
東京都狛江市岩戸北２丁目６―14
破産者　高橋　健吉
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４２号
東京都墨田区墨田４丁目39―10
破産者　比護　　明
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４３号
東京都墨田区墨田４丁目39―10
破産者　比護　　進
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５１０号
東京都豊島区東池袋５丁目45－６－503
破産者　奥村　翔太
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５６２号
東京都杉並区西荻南１丁目14―17
破産者　猪原　正弘
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５９１号
東京都杉並区今川１丁目18―13―303
破産者　ＰＡＣ　ＣＯＮＳＵＬＴＩＮＧ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓこと　小池　雅裕
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６３５号
東京都練馬区石神井町２丁目31―11―102
破産者　中井竜一郎
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６６３号
東京都杉並区高円寺南５丁目６－13　ｍビレッジ、開始決定時の住所東京都杉並区高円寺北２丁目40―11―103
破産者　山崎　峰子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６７３号
東京都港区白金３－11―12―303、住民票上の住所山形県長井市成田1132―25
破産者　小関　大和
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６７４号
東京都練馬区豊玉上１丁目11―１　スクエアコート88　106
破産者　玉城　和也
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２９号
東京都中央区日本橋人形町３丁目13―11―501
破産者　平松　　誠
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７７５号
東京都中野区上高田２丁目40―12―301
破産者　大島庄一郎
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２６号
東京都府中市清水が丘３丁目45―33
破産者　浅井貞一朗
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７号
東京都国分寺市北町５丁目８－15　シャンベールＢ　102
破産者　大木伸一郎
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５２号
東京都江東区海辺４－４　戸田方
破産者　西山　輝隆
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７２号
東京都八王子市楢原町378―３
破産者　高橋　康広
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部